

会 議 録

会議名	第3回 丸亀市下水道事業運営審議会
開催日時	令和3年12月21日（火曜日） 午後1時55分～午後3時55分
開催場所	丸亀市役所 本館4階 災害対策本部会議室（北）
出席委員	角道 弘文、高橋 真貴子、天野 裕子、小幡 肇昭、丸尾 良一、井上 美智子、村尾 忠弘、横田 恵美
欠席委員	0名
傍聴者	1名
事務局	吉本都市整備部長、向井下水道課長、川崎下水道課副課長、高橋業務担当長、西山建設担当長、坂入浄化担当長、井上主査、近石副主任
議題	1. 開会 2. 会長あいさつ 3. 審議 (1)下水道使用料の改定率及び改定時期について (2)その他 4. 次回審議会の日程調整 5. 閉会
発言者	議事の概要及び発言の要旨
	【開会】
向井課長	<p>本日は年末の大変お忙しいところ、本審議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。只今より、第3回丸亀市下水道事業運営審議会を開会いたします。まず、本日の会議につきましては、委員の過半数以上の出席をいただいておりますので、会議が成立していることをご報告いたします。次に、本日の資料について、ご確認をいただきたいと存じます。</p> <p>(配布資料)</p> <ul style="list-style-type: none">・下水道使用料の改定率及び改定時期について・基準外繰入金と経費回収率の推移・新料金と旧料金との比較・下水道新旧料金対照表（全体改定率5.00%～10.00%） <p>・・・資料1 ・・・資料2-1 ・・・資料2-2～2-7</p> <p>・答申の骨子について</p> <p>それでは、丸亀市附属機関設置条例第7条によりまして、議事進行につきましては、会長をお願いいたします。</p>
角道会長	<p>【会長あいさつ】</p> <p>下水道使用料の改定については前回の委員会においてお認めをいただきましたので、本日はそれを踏まえて具体的な改定率をご議論いただきます。非常に重要な議題でございますので、委員の皆様よりご意見をいただければと思います。急いで議論する必要はないので、じっくりとご議論いただければと思いますので、よろしくをお願いいたします。</p>
角道会長	<p>【傍聴者の確認】</p> <p>現時点で傍聴者の方が、お1人いらっしゃいますので、ご入室いただきます。</p> <p>(傍聴者入室)</p>

<p>角道会長</p>	<p>【審議】</p> <p>(1) 下水道使用料の改定率及び改定時期について</p> <p>今回は先ほど申し上げましたように、具体的な改定の内容についてご審議をいただきます。まず事務局より、下水道使用料の改定率及び改定時期についてご説明をお願いいたします。</p>
<p>川崎副課長</p>	<p>資料に基づき、下水道使用料の改定率及び改定時期について説明</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 基準外繰入金と経費回収率の推移 2. 新料金と旧料金との比較（まとめ） 3. 下水道新旧料金対照表（全体改定率5.00%～10.00%） <p>補足説明</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公衆浴場汚水の改定率（一般汚水の改定率を適用） ・ 水道事業の広域化に伴う料金の県下統一時期 ・ 下水道事業経営戦略の計画期間を考慮した改定率の検討
<p>角道会長</p>	<p>ご質問等をしていただく前に、私からこれまでの確認の意味を兼ねて少しお話しさせていただければと思います。資料1において経営の健全化を見る指標として、基準外繰入金と経費回収率を使って、今後の改定の是非及び改定率について議論してきております。経費回収率を、それぞれ値上げなしのパターンを含めて、5%値上げから10%値上げまで、それぞれ時系列的に時間を追って見てみますと、何か一定の傾向があることに気づきます。例えば、令和5年から令和6年にかけて、料金値上げなしの場合、令和5年が98.2%ですが、令和6年には95.8%と少し落としており、同じような傾向が5%値上げでも、6%値上げにおいても見て取れ、一旦下がったものが再度令和8年から令和9年にかけて、料金値上げなしの場合ですと96.1%が94.5%に下がっており、値上げした場合でも、同様な状況が見受けられます。令和11年から令和12年にかけても同様の傾向です。ですから、値上げをしたからといって経費回収率がある一定の高水準で推移するというわけではなさそうであり、下がるのが周期的に繰り返されるという見込みであります。何年先を見越して改定率を議論するのかという点においてポイントになりますので、約3年に一度の周期的な経費回収率の落ち込みについて、解説をお願いします。</p>
<p>川崎副課長</p>	<p>ご質問にありましたように、ちょうど3年に1回の周期で経費回収率が下がっていくという傾向がございます。経費回収率は、維持管理費を使用料でどの程度賄えているかという部分でございます。その維持管理費の主たるものとして現浄化センターやポンプ場の運転管理がございまして、その業務については3年間の包括委託をしております。この包括委託料につきましては、大半が人件費が占める部分でありまして、人件費については徐々に値上がりしているのが現状です。平成18年より包括委託してございまして、これまでの傾向や増加率を勘案した上で維持管理費を算定しますと、ちょうど3年に1回維持管理費が上がっていくという見込みになります。そのことをシミュレーションに反映した結果、人口減少に伴い下水道使用料が減少することを加味しますと、このような推移になる、ということでございます。</p>
<p>角道会長</p>	<p>外部委託部分にかかる人件費の増加がここに現れてるということですね。市で直接維持管理をするよりは全体的に経費が安くなるので、外部委託しているのですか。</p>
<p>川崎副課長</p>	<p>以前は、現浄化センターにおきましては、下水道課職員が現地に配属されておりました。その維持管理を外部委託したことにより、1名の人員削減を図れております。また、包括委託を3年間の契約とすることで、経費部分についても一定程度の削減はできておりますので、外部委託することでの経費削減効果はあるものと考えております。</p>

角道会長	3年に1回の契約見直しにより人件費が上がったものの、実際にはその相手方から提示された額で再契約されてきたのだと思います。その値段というのは、契約相手方からどのような基準で提示されるのですか。
坂入担当長	この包括委託の金額の決定方法についてですが、国から示された積算基準がありまして、浄化センターの処理能力、ポンプ場の能力によって、維持管理や運転管理に携わる基本的な人数というのが示されております。それに基づきまして、労務単価等を積み上げて、下水道課において設計金額を算出した後、設計金額を上限として受託業者の募集をかけます。応募した業者の中から、プロポーザル方式による評価が一番高かったところと、提示された見積書金額で契約しておりますので、相手方業者の言い値のみで契約するわけではありません。しかし、積算をしていく中で、人件費の上昇、物価の上昇が積算に反映されてきますので、契約金額が上昇していく傾向にあります。
角道会長	それぞれの積算単価が明確に国から示され、それに基づき市において設計金額を設定するという点で、国の人件費等の見方がどのようになるかによって、このシミュレーション通りになるかどうかという点も変わってくるのであろうということですね。
川崎副課長	はい。
天野委員	入札ではないのですか。
坂入担当長	通常の入札ですと設計書に基づいて金額だけの競争になるのですが、包括的な運転管理委託につきましては、金額だけではなく、実施体制やどのような運転をするのかなど、民間企業の創意工夫を含めて、総合的な評価をし、その評価点が一番高いところと契約をします。安価でも質が悪いといけませんので、金額にプラスして能力などを評価して、相手方を決定します。
角道会長	運転管理に必要な資格を持っているなど、会社の技術力も評価に加えて決定するという点ですね。
天野委員	選定基準に必要な資格を持った業者は、1社ではないと思うのですが。
角道会長	複数の業者の間で、どのように競争されますか。
坂入担当長	提案する条件としましては、例えばこのような技術者が必要です、金額は設計金額以下にしてください、運転管理はこのような状況にしてください、というものをこちらから提示して、それを満たす資格のある業者との間でプレゼンテーションもしくは書類審査をし、一番評価の高いところに決定する方法になっています。
高橋委員	総合的に判断する条件に合わない業者は参加ができない、ということですね。金額だけならばわかりやすいですが、総合的に判断すると、結果的に大規模な業者を使うとか、一定の業者に偏るとかになりませんか。複数の担当者で技術や資格を評価し、決定するという点ですか。
坂入担当長	選定にあたっては選定委員会を組織しまして、副市長を筆頭に総務部長、都市整備部長、下水道課長等数名の選定委員が評価し、その平均が一番高いところに決定するため、一担当者の意見だけが反映されることはありません。
天野委員	現浄化センターが運用を開始して40年以上が経過しますが、委託業者が変更となったことはありますか。
坂入担当長	包括的な長期の委託を始めてからは、同じ業者が請け負っております。どうしてもそれまでの経験とかノウハウというものが評価の大きな部分になってきますことから、結果的には一社が継続することとなっております。

<p>角道会長</p>	<p>特定の業者より、値上げの要望があっても通用はしない制度になってるということですね。各細目ごとの経費を算出し、総合して3年間の契約はこの金額になるという設計書を、表に出さない資料として市側が持っていて、それよりあまり高額な金額が出てくるとうかがなものととなりますし、逆にその設計価格よりも非常に低い額を提示されますと、安心して任せられるのかということになります。ですから、その設計金額に対して大幅に加算した金額ですとすぐわかりますので、そのようなことはできないのかと思われます。ところで、経費回収率が3年周期で一旦下がることについてですが、過去人件費の推移を今後にも当てはめて計算をした数字ですので、本当にこれ下がるかどうかはわかりませんね。</p>
<p>横田委員</p>	<p>改定率については人口減少も加味しているとのことでしたが、それは何か資料に基づくものですか。</p>
<p>川崎副課長</p>	<p>まず、経費回収率は、下水道使用料によっていかに維持管理費を賄っているかというのを示すものでございます。その使用料そのものを事務局においてシミュレーションする際に参考にしてているのが、国立社会保障人口問題研究所、通称社人研が公に示している人口推移であります。それを見ますと、人口減少の見込みとなっております、それを一定程度加味したうえで、使用料を算定しておりますことから、人口減少という言葉を使わせていただいております。</p>
<p>天野委員</p>	<p>今ご説明いただいたように、いくら算定をしても基礎となる数字が確たるものではないということですので、10%値上げをして先々まで安定した経営を目指すよりは、5年ごとに見直しの要請があるのでしたら、今回は低めに抑えていただきたいです。私は事業者として、我が社の下水道料金がいくらになるのか参考に試算しましたら金額が大きくなる見込みです。事業者は使用料の値上げが営業利益に直接影響してくるため、小さめに抑えていただきたいです。</p>
<p>角道会長</p>	<p>天野委員さんの只今のご発言は、事業者の立場から、使用料の改定についてはやむを得ずご納得をされているうえでのご意見としてお伺いいたします。</p>
<p>高橋委員</p>	<p>令和10年には香川県水道企業団により県内で上水道料金が統一されるとの説明でしたが、丸亀市だけでなく、坂出市や高松市なども同じになるということですか。</p>
<p>向井課長</p>	<p>7年後の令和10年には、県下一斉で統一の上水道料金になるのですが、丸亀市が県下で一番低い上水道料金になっておりますことから、金額については不明ですが必ず値上がりになると考えられます。今回の下水道使用料の見直しにつきましては、ご審議いただいた結果、例えば値上げをするということでありましたら、令和4年度からとなりますし、次に審議会を開催して料金の値上げが決定されるとすればその5年後の令和9年度となります。上水道料金の値上げの前ということもあり、答申の内容によっては、上下水道の値上げも可能性としてあるということになります。</p>
<p>角道会長</p>	<p>あくまでも可能性ですので、ないかもしれないと受け止めることもできなくはないです。このシミュレーションが安全側に立った試算であり、再契約時の人件費の上昇をそこまで加味しなくても済んだ、となりますとこの経費回収率は少し余裕が出ますし、100%に近い状況で5年後も推移する可能性もあります。ただ、そこまではなかなか見通せない部分もあります。</p>
<p>井上委員</p>	<p>人口減少の見込みであるとのことですが、下水の拡張工事が進んだ場合、人口は増えるのではないのでしょうか。</p>

<p>西山担当長</p>	<p>現在のところ下水道事業につきましては、事業計画区域内において整備を順次進めていく予定となっております。ただ、下水道区域内においても人口減少が進んでおりまして、新たに下水道管を布設し接続していただくことが可能な件数は増加していますが、既に下水道が整備されている区域において人口減少が起こってしまっていて、そのようなエリアにおける使用料については、人口減少に伴って、減っていくということになっていきます。下水道管は計画に基づき整備を進めていますが、人口はどうしても自然に減少する部分もありますので、使用料減少という状況になっております。</p>
<p>井上委員</p>	<p>現在私が住んでいる地域は、下水道が整備されていませんが、水道料金が県下で統一される令和10年までには整備は間に合わないのでしょうか。</p>
<p>西山担当長</p>	<p>下水道整備の全体計画区域には入っているようですが、今から10年の間でお住いの地域まで延伸できるかという、難しい状況ではあります。</p>
<p>井上委員</p>	<p>整備されるまでは受益者負担金を払わなくても良いのですか。整備された場合にお支払いするのは、1回だけ、金額は面積に応じてですか。</p>
<p>西山担当長</p>	<p>金額は面積に応じて算出し、お支払いいただくのは1回だけです。</p>
<p>井上委員</p>	<p>経費回収率に関係していますか。</p>
<p>川崎副課長</p>	<p>経費回収率とは別のものとなります。</p>
<p>天野委員</p>	<p>私が以前に香川県の行政改革審議会に所属していた時に、広域水道の話も出ていたので説明をしていただき、関心を持っていました。その場で委員の方から、丸亀市は広域水道に早く加入し過ぎたのではないかという意見もありました。丸亀市の場合は料金が上がるので住民にとってはデメリットとなることから私自身もどうかと思ってはいましたが、広域水道にすることのメリットもご説明いただいてやむを得ないかなとは考えていました。私が下水道に接続したときには、料金は上水道料金と同じであると聞いていましたが、上水道料金と下水道料金とは、やはり直結するものなのでしょうか。令和10年に広域水道で上水道料金が統一化した場合には、やはり下水道も値上がりするのでしょうか。</p>
<p>川崎副課長</p>	<p>下水道料金と上水道料金は、直結しているものではございません。ただ、下水道料金の徴収については上水道料金と合わせて同時徴収をしていますので、両方が同じタイミングで改定となるのは避けたいと考えております。両方が同時に値上げをしましたら急に負担が大きくなるので、そこは避けたいという部分はございます。また、上水道と下水道とでは料金体系も異なります。通常下水道の使用量というのは、上水道で使用した水量をそのままイコールとするのですが、それぞれの料金形態については異なっております。仮に同じ水量であったとしても、例えば20㎡使用した場合で申し上げますと、下水道は2,409円ですが、一方の上水道につきましては2,860円ですので、上水道料金の方が高いというのが現状です。</p>
<p>吉本部長</p>	<p>ここでもう一度確認なのですが、広域水道の上水道料金については、令和10年に値上がりする可能性が非常に高いと思います。一方、下水道事業の料金改定については、国からの補助金交付の要件として5年ごとに料金についてある程度の見直しをすることが、要請されております。ただし、このことについては基本的には必ず5年後に値上げをしないといけないという話ではなく、検証をしてくださいとこの要請でございまして、先ほど天野委員さんからご意見がございましたように今回は低めに抑えるという方法がございまして、今回あまり極端に値上げ幅を抑えた場合には、次の5年後に下水道料金をもう一度上げなければならないような現状が出る可能性もあろうかと思われまして、先ほど川崎も申しましたが、令和9年に下水道料金を値上げして、翌年の令和10年に上水道料金が値上げとなるということは、できるだけ避けたいとは考えておりますので、そういう状況も考慮して、今回どのような料金体系がいいのかということについて、ご審議いただけたらと思いますのでよろしくお願いたします。</p>

<p>角道会長</p>	<p>5年ごとに検証するという事は、ぜひしなければならないと思いますが、だからといって、その5年目に改めてまた再び値上げをするかどうかについては、また別の問題であると思います。審議会などにより検証をした結果、値上げが妥当であるという判断を示されたとしても、それを翌年に適用するのことはまた別の問題であります。ですから、仮に令和10年度に広域水道企業団の上水道料金が県下統一のものになったとしても、その直前の年に下水道の検証した結果、値上げが必要となったとしても、令和10年に必ず値上げをすることもないので、その運用は柔軟に対応できるのではないのでしょうか。ところで、水道企業団の値上げは、どのようなプロセスで決まるのですか。</p>
<p>川崎副課長</p>	<p>私が確認した範囲で申し上げますと、平成29年8月に香川県水道広域化基本計画が作成されておりまして、その中で上水道料金については、平成40年すなわち令和10年に統一する、と明記されております。また、その料金体系については、利用者が最も多い高松市の料金体系を軸にして統一することを基本とするということでありまして、具体的にどのようなプロセスで進めていくかについては、今回丸亀市下水道課が実施しているように審議会も設けて進んでいくのかな、と私は考えております。やはり何らかの委員会を立ち上げていろいろ議論した上で、進んでいくのではないのでしょうか。</p>
<p>角道会長</p>	<p>企業団の一存だけで料金改定ができるものではないでしょうね。実際問題としては計画書には令和10年に統一するということが明記されており、値上げされるのが必定のように受け止められているのかもしれませんが、その計画が計画通りに進むかどうかは、わからない部分もあります。先日高橋委員さんがおっしゃっていた、上水道の料金改定の際に、社会的な情勢等々があり答申結果をそのまま直ちに反映することを見送られたという事実がありますので、その時の事情により修正され、いろいろ変化するものだと思います。つまり、来年再来年のこともなかなか見通しがきかない状況下で、10年後の見通しはなかなか難しいのではないかと思います。</p>
<p>高橋委員</p>	<p>経費回収率については、経費は100%収入から回収して欲しいという気持ちがあるのですが、経費削減はぎりぎりまでされていますか。下水道に流した水量は、上水道の水量を参考しているので下水道事業自身が検針することはないのでしょうか、上下水道事業として、何か経費の削減方法はないのですか。</p>
<p>川崎副課長</p>	<p>経費削減の例を申し上げますと、最初にも申し上げました施設の運転管理を包括委託しており、新しい浄化センターでも同じく包括委託をすることで、できるだけ経費は削減したいという部分がございます。その他、以前ご説明させていただきましたが、丸亀市内に4地区ございます農業集落排水につきましても、現在は維持管理を包括委託しているのですが、維持管理をしていくよりも、香川県の流域下水道に接続した方が経済的にも有効だということが示されましたので、それに向けて接続工事をこれから進めていく段階にあります。経営の合理化を図り、経費を削減するための施策の主な内容でございます。</p>
<p>高橋委員</p>	<p>国などがペーパーレス化を進めており、例えば四国電力ですと請求書がメールで届くようになっていたりします。上下水道の関係性もあるので、小さいところからでも経費削減のために何かできることはないのでしょうか。</p>
<p>向井課長</p>	<p>下水道料金の水量は先ほどから申し上げます通り上水道使用量とイコールになっております。上水道使用量をどのように把握するのかと申しますとメーターであり、それを確認するのは人間の目で行っております。例えば、IT化や、請求書をメール送信することを企業団が進めていった場合、そのような検針という方法がなくなるということは今後あるかもしれませんが、今のところは企業団に業務を委託しているという関係もありますので、その辺りでの経費削減は難しい状況にあります。</p>

川崎副課長	<p>経費削減もごさいますが、その一方で収入の確保につきまして、例えば下水道に接続していない未接続の方への水洗化活動を実施しております。丸亀市の場合、1回目の資料でもお示したように水洗化率が96.3%であり、県内でも高水準であります。その要因の一つとして、下水道課の職員が、9月の下水道の日を中心に、戸別訪問をして接続を依頼するという地道な活動があります。また、使用料を滞納される方もいますので、滞納額を減少するために、財政課に設置されている債権管理アドバイザーと連携して、差し押さえに向けた手続きも進めています。経費の削減も重要ですが、収入の確保についても同様に、地道な活動をさせていただいております。</p>
角道会長	<p>水洗化率については、県内だけでなく類似団体と比較しても悪い数字ではないのではないのでしょうか。</p>
近石副主任	<p>前回の資料3の類似団体の経費回収率を比較した場合でも、決して悪い数字ではないと思います。こちらの資料は平成30年度のものではあるのですが、県内を見ましても上位の方ではあります。</p>
丸尾委員	<p>基準外繰入金を減らしたいと思うのですが、資料1によりますと100%の経費回収率を達成してもなおかつ必要でして、例えば令和9年ですと、6%値上げの場合で基準外繰入金で9,000万円、8%値上げの場合は7,000万円が必要なようですが、このように基準外繰入金に違いが出るのは、なぜですか。</p>
近石副主任	<p>前回第2回の資料1-1と1-2の財政シミュレーションを基に、ご説明いたします。今年度純利益と、減価償却費などの資本的収支のマイナス分を補う補填財源、当年度末の現金残高のいずれもマイナスになるといけませんので、マイナスにならないようにしますと、経費回収率が100%を超えても、基準外繰入金は必要となります。主要要因としては、企業債償還金の返済が多いということがありまして、それを補填するためにも基準外繰入金がないとマイナスになってしまいます。純利益がマイナスになりますと赤字決算という状況が発生しますので、そうならないように、基準外繰入金を計上して計画を立てています。値上げ率が6%と8%の場合の基準外繰入金の違いについてですが、値上げ率が6%と8%とでは使用料収入に2%の差が出ますので、その2%の使用料収入の差分の基準外繰入金が減らせるという状況です。</p>
丸尾委員	<p>使用料の増加分を基準外繰入金に充当したということで、値上げ率8%の方が、同じ経費回収率があっても、基準外繰入金が少ないだろうということですね。今後5年間についての見直しでなおかつ10年間を加味するとのことでしたが、上水道使用料の変更も考慮して、ということであるならば、資料1のうちの理論的に正しい改定率を選ぶことになるのではないのでしょうか。上下水道両方が一度に値上げになるのは良くないとのことであれば、令和10年の経費回収率が100%となる6%の値上げというのが、私の意見ではありません。</p>
角道会長	<p>令和10年に上水道料金が値上げされるであろうという可能性がかなり有力だとしますと、それと合わせて下水道料金の改定をしないで済むようにという一つの考え方として、例えば令和10年度の経費回収率が100%以下になることがない中で最低の値上げ率として6%、というご意見ですね。</p>
丸尾委員	<p>考え方の一つとして申し上げました。</p>
高橋委員	<p>借入は減っていきますか。仮に経費が回収できても現金が減るのは借金を返済しているからであり、損益以外のところから現金が出ているからであると考えます。さらなる借入をしなければ、借金は減っていく認識で良いのでしょうか。</p>
近石副主任	<p>新浄化センターの完成、農業集落排水施設の公共下水道への接続事業が終了しますと、その後には特別に大きい規模の事業は予定されていけませんので、建設改良費の支出が減り、借入必要額も減っていきますので、借入金の総額も年々減っていくこととなります。</p>

<p>小幡委員</p>	<p>値上げに関しましては、過去には、電気代、ガス代やたばこ代などの値上げがありました が、すぐに忘れてしまうところもあります。ただ、住みよいまち丸亀市ということも 念頭に置きますと、市の下水道事業は企業努力もされてはいらっしゃいますが、一般 家庭の一番大事な水について議論する責任のある審議会において、簡単に上げましょ うというわけにはいきません。委員の皆さんがおっしゃるようできるだけ経費を抑えて いただきたいというのが希望でありますので、一先ずは5年をめどにいただきたいと 思います。先ほども説明がありましたが、一般家庭の場合ですと上水道料金と比較して 下水道料金は3割程安いようですが、令和10年には同一価格になるということではなく、 その差は残るのですか。</p>
<p>向井課長</p>	<p>現状で申し上げますと、上水道料金の方が下水道料金よりも3割程高いのですが、令和10 年にさらに上水道料金が値上げになりますと、その差はさらに開くということになりま す。</p>
<p>小幡委員</p>	<p>いずれにせよ値上げやむなしとは思いますが、できるだけ職員の皆さんには経費削減に ついて検討していただきたいと思います。最近では食品関係の値上げもニュースになっ ていましたが、上がったら上がった値段で購入はされるのでしょうか、だからと言って簡 単に値上げしましょうとはなりませんので、やはりこの審議会は非常に責任があると私 は思っております。簡単には値上げはできないと思いますので、慎重にやっていきたく と思います。</p>
<p>横田委員</p>	<p>他の委員の方の意見をお聞きし、令和10年に基準を置いて考えるのも良いのではと思 いました。私自身が住んでる地域で一気に8%の値上げがあったときには引っ越しも考えま したが、やはり数字で見ますと令和10年に経費回収率が100%を超えるところで、基準外 繰入金が少しでも少なくなる7%から8%が妥当なのではないかと思えます。前回の資料 について質問なのですが、収入源についてで、新浄化センターの消化ガスの売却代金が 計上されていましたが、それはもっと増えたりはしませんか。具体的にご説明してい ただけますか。</p>
<p>坂入担当長</p>	<p>消化ガスの売却代金につきましては、新浄化センターで下水の汚泥を処理する過程で発 生するメタンガス主成分とするバイオガスを使って発電する事業であります。民設民営 方式で市と民間業者が契約をいたしまして、発電した電気は固定価格買取制度を利用し 四国電力へ売却いたします。丸亀市としては、発生したガスの民間業者への売却代金 と、その発電用地に係る土地貸付代金を毎年安定的に得ることになります。ガスの売却 代金については、出てくるガスの量や下水の量で決まってくるので、こちらの努力で 上げるのは難しいです。</p>
<p>井上委員</p>	<p>基準外繰入金として現在2億円程度を税金から補填していることを考えますと、パーセン トで見た場合にどの程度税金で賄えたら理想的なのかと言いますと、やはり9%から10% くらいにはなってしまうとは思いますが、しかし、それでは下水道料金が相当に上がりま すので、やはり5%から7%が妥当であるかと思えます。7%値上げの場合ですと、値上げ しない場合と比較して、基準外繰入金が約半分になり、市民の税金で補填する額を少な くできて良いのですが、下水道料金の値上げを考えますと、揺らいでしまいます。私と しましては、5%から6%が妥当であると思えます。</p>
<p>高橋委員</p>	<p>私は水道の利用量が少ないので、値上げになっても影響が小さいと思うのですが、大 量に使用されてる事業所の方は負担が大きくなり大変だと思います。私のお客さんの中 には納税に苦しんで納税のための資金を借金したりする会社もなくはないので、節税す るようにお話しするのですが、それと同時に税理士としての社会貢献として、中学、高 校に租税教室に行っていて、国の借金である公債残高が約9兆円もあり、国民1人当 たりにすると約1億円近く借金している状況であるということをお話しします。そう思いま すと借金は減らさないといけないから税収を増やしていくことを考えますと、国の場合 ですと、広く浅くいろんな人から納めていただく消費税や累進課税制度がある所得税な どがありますが、下水道は使えば使うほど金額が高くなりますので、何をもって平等か ということが難しいと思います。経費を下水道料金で賄うのか、繰入金で賄うとしても やはり住民が納めたものですから、どちらから納めていただくかということになるの かもしれないです。数値的には借金を減らしたい気持ちの方が強いので、ここで大幅 に改定率を上げて、今後10年もしくはそれ以上の期間において値上げはしないくらい の考えもあるのかと思っていたりもします。ただ、消費税も上がり、上水道も上がる こととなりますので、事業所への負担の増加を思いますと、すぐには答えが出ない です。</p>

角道会長	委員の皆様からはそれぞれ意見をいただいておりますが、他の委員さんとは立場の異なる香川県下水道課の村尾さんは、何か意見等はございますか。
村尾委員	なかなか何%というのは難しいのですが、一般会計から繰り入れる基準外繰入金についてですが、下水道普及率が40%ということなので、4割の市民の方だけが下水道の恩恵を受けるということですので、公平感が持てるようなパーセントにして、下水道が引けない方にも納得していただける単価にさせていただけたらと思います。
角道会長	借金の件もあわせ考えますと、先ほど高橋委員さんがおっしゃったようになるべく早い時期に借金と繰入金の両者を解決すべく大幅に改定するとしたら、かなり大規模な改定が必要となります。個人的には私自身も丸亀市の住民ではありませんが、委員の皆様お1人お1人からお話を伺っておりますと、5%6%7%が妥当なのではないかと思われませんがいかがでしょうか。国からの補助金の交付要件として、きちんとした進行管理を伴う健全な財政が運営できているかという検証を行うことが重視されることとなりましたが、例えば経費回収率が100%に対してどうであるのかを、国からは厳しく確認されますか。
吉本部長	以前の審議会でお話がありましたが、例えば経費回収率が99%台である場合、前年と当該年度の事業を入れ替えて100%になるのではないかという意見もありましたが、そのことについて内部で検討した結果、やはり基本的にはある程度その年の経費が極端に増減しないようしているということですので、かなりシビアなパーセンテージになっています。ですので、これを簡単に内部の操作で変えられるということではないことは、ご理解いただけたらと思います。
角道会長	国が補助金を提供するにあたって、経費回収率が100%から1%でも下回った場合、補助金が減額されるなどの影響はありますか。
向井課長	経費回収率のパーセンテージが国からいただく補助金の何かの基準になるかというご質問ですが、それはいいです。ただ、どのぐらいの値上げをするかの算定目安としまして何らかの数字が必要だということで、この経費回収率を一つ指標として挙げさせていただきました。例えば、経費回収率が減少すると、補助金が減額になるという制度があるというわけではありません。
吉本部長	経費回収率が国からの補助金に与える影響はあまり心配ないと思いますが、市の財政状態につきまして、中期財政フレームにおいて財政シミュレーションをしまして、市も基金を取り崩していかなければいけない状態になっておりますので、そちらも考慮する必要があります。
角道会長	財務部局に対して、下水道事業についてはすべきことはきちんとしているという姿勢を示しておかなければ、繰入金をいただくのもなかなか難しいということですね。経費回収率が80%や70%になってしまいますと繰入金に頼り過ぎているという言われ方をされてもやむを得ないと思いますが、現状は限りなく100%に近い状態でありますので、そのことは財務部局からも理解を示していただけるのではないかと思います。結論で申し上げますと、経費回収率については100%を下回るといけないという数字ではなく、また一方の基準外繰入金をゼロにすることは非現実的ですので、値上げをしても繰入金が依然として必要であるという状況はあります。そのことについて、国からの努力要請はありますか。
事務局	ないです。
角道会長	わかりました。これは40%程度の下水道の利益を受ける方々とそうではない60%の方々との違いですね。ただ、急な値上げは無理なので、少しずつ値上げをしながら負担の是正を図るという姿勢が、利益を受けない方々にもわかりやすく目に見える形で伝わってほしいなと思います。繰返しになりますが、基準外繰入金をゼロにするというシナリオは非現実的ですので、それを少しでも減額するように努めていることが利益を受けない方々にもわかるようにすることが、一つの考え方ではないでしょうか。そうしますと、改定率は概ね5%6%7%くらいが妥当でしょうか。
天野委員	前回の改定率8.95%は、どのように決定されたのですか。

川崎副課長	<p>明確な答えは持ち合わせておりませんが、前回の改定時は、平成17年3月の市町合併の後でありましたので、それぞれの市町でバラバラであった料金形態をまず統一する中でこのパーセンテージが出てきたのではないかと思います。</p>
角道会長	<p>検証期間は10年でも20年でもなく5年となっています。この5年間にいろいろ情勢が変わることも見据えたうえでこの年数が設定されているのではないかと思います。その間、収入や支出が当初見込んだ予定通りのものではなくなる可能性があります。ですので、このシミュレーションで示された数字は、かなり厳しいものであるという認識で我々も受けとめていいと思っておりますが、ただ一方で、建設改良費は、ある程度平準化をし、あまり特定の年度の負担が大きくなるように、負担の分散を図っていきながら、年次進行している面もあります。ところが、その通りになるかどうかは5年後になってみないとわからないというのが正直なところです。なので、どなたかご発言にありましたが、改定の年限をあまり先々まで見過ぎることもよくはないのかなと思われませんが、それについてはいかがでしょうか。</p>
委員	<p>意見なし。</p>
角道会長	<p>私が申ししたのは、令和8年もしくは天野委員さんがおっしゃったように令和10年には改定をするということであり、決して令和12年や13年という先々までは見ないということです。ある程度は基準外繰入金を抑えられている現状や、経費回収率についても100%に限りなく近い数字であるということに、ご注目いただければと思っております。5%値上げをしますと、令和10年度の時点で、基準外繰入金が現状に対して半額になり、経営回収率もほぼ100%で推移する見込みです。また、経常的経費であるアウトソーシングにおける人件費につきましても、3年間ごとの見直しをする中で従前の人件費のアップ分に準じて見込まれておられますが、今後はそうならない可能性もなくはありませんので、経費回収率や経費の不足分を補填する基準外繰入金につきましても、いただいた資料よりも少し緩やかな水準で推移する可能性があります。そうしますと、5年後にあらためて議論される中で、今見込まれている経費回収率99%台という数字が、実際は100%を超えていることも期待できなくはありません。そのようなことで、先々までを見据えて値上げをすることはしなくて良いように私は思いますが、皆様はいかがでしょう。</p>
丸尾委員	<p>最終的に出た改定率について市民の方々に説明できるだけの資料は、委員として用意しなければならぬと思います。そうしますと、市よりいただいた資料に示されている数字については、実際には変わってしまうことも想定はされます。しかし、市から出されている資料である以上、その資料に記載された内容を信用し、選んだパーセンテージについて曖昧ではない理由を用意しなければいけません。</p>
角道会長	<p>改めて提案させていただきます。経費回収率が100%を0.1%でも下回ったら大変なことになるということではないようですので100%にこだわる必要は必ずしもありません。例えば5年後に下水道料金改定の検証を行う令和8年を一つの目標年次にしますと、どの値上げ率でも100%を上回っていますので、そこはクリアしていることとなります。一方で、基準外繰入金に関しては、大幅に繰入金を減らすことができているのは10%以上の値上げになりますが、ただし、これもゼロを目指していかなければならない数字であるかといいますと、必ずしもそうとは言いきれない性質のもので、下道の恩恵を受ける方とそうではない住民の方との格差を少しでも縮めていくということを絶えず監視しながら前に進めていくことが現実的な考え方なのかなと考えております。少しでも差を縮めることで言いますと、令和2年から令和3年の段階では、基準外繰入金が2億であったものが、例えば5%の値上げの場合ですと、その半分以下の9,000万円に抑制されていますので、このことは一定の方向性となるのではないかと考え、私の見解としましては、5%値上げならば納得がいきます。そのような考え方の基で、委員の皆様におかれましては、それぞれの立場、立場でご意見はございませんか。</p>

<p>天野委員</p>	<p>私の意見としましては先ほども述べましたように、5年ごとの見直しがいいのではないかと思います。改定率につきましては、事業者としては小さい数字でお願いしたいと思いますし、規模の小さい企業は改定により大きな影響を被るであろうことも考えて、5%を提案します。一人の市民の立場でしたら、家庭内で考えましてもそんなに負担になる金額ではありませんので10%値上げもやむを得ないのではないかと思います。しかし、中小企業として考えた場合には、シミュレーションで示された中で一番小さい値上げ率でお願いしたいです。</p>
<p>小幡委員</p>	<p>下水道事業として企業努力をされてはいますが、一般の民間企業の方から見ましたらまだまだ足りていないという意見もあろうかと思います。それを考えると、当たり前のように概ね値上げをするということには、私は少し抵抗があります。この審議会に入っていなかったら関心がなかったかもしれませんが、今は責任を感じています。簡単に決められる話ではないと思います。事務局より提示された改定率のうち、我々がどれを選択するのか、また会長がおっしゃったように、妥協点という考え方もあります。一般家庭の方に対して、10%の提示もありましたがいろいろと議論した結果として5%に抑えましたが、ということが市民の方に納得していただける数字であると思いますし、丸亀市にとってもそのような経過がPRになるのではないのでしょうか。結論としましては、私は1%も低く抑えたいのですが、提示された資料には5%から10%までありますので、その中で一番低い5%を選びます。</p>
<p>横田委員</p>	<p>皆さんのお話をお伺いしまして、令和8年を見越して5%の値上げをした場合に、経費回収率が100%を超えますので、それが妥当な改定率なのではないかと思います。私自身は業務で丸亀市内の下水流域調査をさせていただいておりまして、年2回必ずマンホールの蓋を開けて下水の水質を調べています。その中で、マンホールの痛みを見つけて修繕を依頼しますが、あまり迅速に対応していただけないこともあります。学校の近くなどもあり、生徒さん達に危険が及ぶ恐れがあるのですが、修繕費も費用がかかり、下水道事業の資金が苦しいのだなど、伝わってもきています。私自身が住む地区で、下水道使用料が一気に8%値上がりしたときにはこんなに上がるのか、という感じでしたので、その意味では少しでも値上げ率を抑えていただきたいです。その反面、設備面を充実させるためには少し値上げをしないとイケないということもあり、具体的なパーセンテージは見えてきません。5年後の見直しを踏まえた場合には5%や6%など少しずつ上げていくものなのか、もしくは一気に大幅に上げてしまうのか、どちらも良い方法であると思いますので、結論が出せていないです。</p>
<p>井上委員</p>	<p>皆さんのご意見を伺っていますと、公平な立場での判断が非常に難しく思います。下水道の恩恵を受けている方は改定率は低い方が良いでしょうし、恩恵を受けてない者としてましては、もっと上げていいのではという思いもあります。</p>
<p>丸尾委員</p>	<p>理論的な根拠については、先ほど会長さんがおっしゃってくれたことでいいのではないかと思います。上水道料金の改定のことを考慮したのかと問われた場合に、少しは考慮しましたが詳細が未定ですので十分には反映されてはいないです、ということにはなってしまう。ただ、5年後にあらためて下水道使用料について検証をしていただくことを考えますと、我々のできる範囲は、これが限界なのかと思います。結論に至るまでには、おそらく委員の皆様にもいろいろな意見があるでしょうし、このままで結論が出るかどうかは未定ではありますが、これまでの議論については理解できます。</p>

<p>高橋委員</p>	<p>先ほど税金で納めるか、下水道料金で納めるかの違いであると言ってしまいましたが、下水道を使用できない方からしましたら、使っていない下水道のために税金で負担する基準外繰入金が増加するという事なので、やはり基準外繰入金は減らさないといけないと思います。私も業務上、日々企業側の立場に立って経費を節約してくださいと言いつ、水道料金や電気代が上がったら、こまめにスイッチ切るとか蛇口を閉めるなど、いろいろ小さいところまでお伝えしています。仮に月に1万円の負担が増えたら、年間12万円の増加となり、それを稼ぐとなりますとどれだけ大変であるかということを考えてみると、気軽に値上げとは言えませんので、意見としては改定率は5%が妥当であるかと思えます。5年後にあらためて見直しをするのでしたら、今回作っていただいた資料をもう1回見返してみて、あの時点ではこういう見込みであったけど、実際は企業努力により経費回収率が100%を超えることがあるかもしれません。もう1点ですが、行政ではなかなか難しいかもしれませんが、企業に経営コンサルタントをするときに、経費のできる限りの節約を提案し、最終的には役員報酬を減額してくださいということもあります。行政の側でも経費削減のためにできることとして、アウトソーシングしたりなどで人件費を減らすことはしているのですが、売り上げを増やすことを考えましたら、事業での売り上げが増えないのなら行政ではできないのかもしれませんが別のものを売ってみる、例えば新しくできた施設に太陽光発電を設置するなどができるかもしれません。企業であれば雑収入とすることができそうですが、副産物的なものならできるかもしれません。</p>
<p>角道会長</p>	<p>丸亀市在住の方、もしくは地域の方に説明をしていただくことになるかもしれない立場の方からご意見をお伺いしました。先ほど、高橋副会長さんが言われましたように、私も今申し上げましたが、5年単位のサイクルでこまめに見直しをするということをして、冒頭に事務局よりご説明いただいた資料を基に議論をさせていただきます。5年後の見込みを拝見しながら、その中で、料金の値上げによって一定の成果が生まれるというめどが立ちますので、まずは5%値上げで良いのではないかと判断させていただきます。水道企業団による上水道料金の統一が実際に計画通りなるのかならないのかも、それ自体がなかなかめどが立っていません。いろいろな状況の大きな変化が予想されますが、まずは5年後を見据えてということが順当なのではないかと思えますが、いかがでしょうか。</p>
<p>委員</p>	<p>意見なし。</p>
<p>角道会長</p>	<p>改定率を5%として答申することについて、委員の皆様からご賛同いただきました。ありがとうございました。本日の議題の重要な点につきましては、これで審議を終わります。</p> <p>(2)その他</p>
<p>角道会長</p>	<p>最後に議題2その他についてですが、改定率5%という数字が実際にはどのように反映されるのかということや、5%値上げをするだけではなく、先ほどから申し上げておりますように、経費の削減に向けての企業努力についても合わせて考えていただく必要があるかと思えます。また、答申に添えられる付帯事項についても、審議会の中で話し合う必要があるかと考えております。あわせて、審議会から市長へ提出する答申の内容についても具体的に検討しなければなりません。答申には改定率5%という数字だけではなく、付帯事項なども書き加えてもよいとのことですので、次回の会議ではそのことについて集中的に議論させていただきたいと思っております。つきましては、事務局より答申の骨子をご提案いただこうかと思えますが、委員の皆様はそれではよろしいでしょうか。それでは、答申の骨子についてご説明をお願いいたします。</p>

<p>向井課長</p>	<p>答申の骨子について資料に沿って説明</p> <p>1 答申本文</p> <p>(1) 使用料改定について 下水道事業の経営状況を考えると、下水道使用料の改定はやむを得ない。</p> <p>(2) 使用料改定率について 下水道使用料の改定率につきましては、平均5%の引き上げが妥当である。</p> <p>(3) 使用料改定時期について 令和4年7月1日の改定が妥当である。</p> <p>(4) 使用料算定期間について 令和4年度から令和8年度までの5年間</p> <p>2 答申に至る経緯</p> <p>(1) 下水道事業の現状について 令和4年度以降、一般会計からの基準外繰入金が継続的に必要となる見通しであり、かつ経費回収率は100%を下回る状態が続く見通しであるため、現在の使用料水準を維持したままであると、一般会計からの基準外繰入金が無ければ、本市の下水道事業は経営できない見込みである。</p> <p>(2) 使用料改定の妥当性の検証について 浄化センター等の運転管理業務委託による、職員数等経費の削減、農業集落排水処理施設の公共下水道への接続による経営の合理化にも取り組んで参りましたが、なかなかこれ以上の経費削減が難しい。また、人口の減少や節水型社会の浸透により、水洗化促進活動で収入確保に努めているものの、使用料収入の増収を見込むことは難しいので、下水道使用料改定により下水道事業経営の安定化を目指す必要がある。</p> <p>(3) 使用料改定率について 平均改定率を5%とする。 ①基準外繰入金を、令和4年以降は9,000万円程度に抑制する。 ②令和4年度から令和8年度までの5年間の経費回収率を100%に維持する。</p> <p>(4) 改定時期について 市民への周知期間等も考慮して、令和4年7月1日の改定とすること。</p> <p>(5) 使用料算定期間について 国から少なくとも5年に1回の頻度、使用料改定の必要性に関する検証をすることを求められていることから、令和4年度から8年度までの5年間とする。</p> <p>3 付帯意見</p> <p>(1) 市民への周知、情報公開について 今回のような使用料改定の必要性の検証時だけでなく、積極的な情報公開を行い、下水道事業への市民の理解を深めるよう努める。</p> <p>(2) 下水道施設の更新を計画的かつ効率的に推進 老朽化した管渠や設備の更新を計画通り着実に推進する。</p> <p>(3) 下水道事業経営の効率化について 経営の効率化やコスト削減に向けた取り組みを継続するとともに、下水道事業計画や経営戦略等については、社会情勢等を見極めながら、定期的に見直す。また、農業集落排水処理施設の公共下水道への接続を早期に実現する。</p> <p>(4) 使用料体系について 使用料改定率は平均的なものを示したものである。使用料体系の反映は使用者の負担の公平性等に配慮すること。</p> <p>委員名簿、経過につきましても、あわせてご覧ください。修正や追加などがございましたら、ご意見をお願いいたします。よろしくをお願いいたします。</p>
<p>丸尾委員</p>	<p>答申の骨子のうち、2 答申に至る経緯の (1) において、現在の下水道使用料の水準を維持した場合、一般会計からの基準外繰入金がなければ下水道事業経営を維持できない見込みであるとのことですが、改定しても基準外繰入金が必要であると思いますので、記載方法を改めてください。また、(2) において、これ以上の経営努力は難しいとなっていますが、今後も経営努力は続ける必要があるため、記載内容をあらためて検討していただきたいと思います。</p>
<p>事務局</p>	<p>はい。</p>
<p>角道会長</p>	<p>重要な点であると思います。その他にご意見ございませんか。</p>
<p>委員</p>	<p>特になし。</p>

角道会長	<p>今回の委員会の審議内容につきましては、事務局より答申案を示していただき、それに基づいて議論することになります。付帯意見についても網羅的に整理されていますので、順位づけを検討しておく必要があります。委員の皆様より、次回の審議会においてご意見、ご質問をいただくことは、可能でしょうか。</p>
事務局	<p>はい。</p> <p>【次回審議会の日程調整】</p>
川崎副課長	<p>第4回の日程につきましては、委員の皆様の希望を調整し、令和4年1月26日水曜日午後2時からにさせていただきます。次回審議会の資料は事前に配布させていただきますので、ご意見等ございましたら、次回の開催日までいただけますようお願いいたします。よろしく申し上げます。</p> <p>【閉会】</p>
角道会長	<p>本日の議題につきましてはすべて終了いたしました。最後に、都市整備部長様よりご挨拶をお願いします。</p>
吉本部長	<p>本日は長時間にわたり、貴重なご意見いただきありがとうございました。委員の皆様のご協力により、答申案をまとめる段階まで参りました。下水道事業は市民生活に直結する部分でございますので、今後も委員の皆様としっかりと議論して参りたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。また最後になりましたがこれから寒くなりますので委員の皆様方はお体にお気を付けいただきまして、また次回もよろしくお願いしたいと思います。本日はありがとうございました。</p>
事務局	<p>ありがとうございました。</p>